

## 第3回農業委員会総会(令和6年6月20日) HP用

事務局

(阿久津 正樹)

皆さま、おはようございます。ここ数日夏のような暑い日が続いております。その前の雨の日は寒かったということで日中の温度差がすごく激しいものですから体調の方をお気をつけ頂きたいと思っております。

只今の出席委員は12名で定足数に達しておりますので只今から令和6年度第3回農業委員会総会を開会致します。

では会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

みなさんおはようございます。

まだ梅雨入りの宣言がなされておらず、水不足の心配をされている県もありますけれども、間もなく来週にはこの地域も梅雨入りになるのではないかと云うふうな天気予報ですので、水不足も解消されるのではないかと思います。

先月、東京で全国農業委員会の会長会議がありました。会議は午後開催されましたが、県国會議員の先生方に対して、食糧・農業・農村基本法の改正に向けた具体的な政策提言を行って来ました。その内容は全国大会で承認されております。皆さんのお手元に資料が配布してありますけれども、食糧・農業・農村基本法の改正に向けた政策提案ということで農業者が真に望む施策の展開ということで1から4番までありまして、それぞれ赤く色付けされておりますが、そのあたりを重点施策として農業会議としては国に要請をしているところです。皆さんも一読していただいでご確認をお願いできればと思います。

それでは本日は第3回総会ということで宜しくお願いいたします。以上です。

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

( 憲 章 朗 読 )

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。

議長

(高久 和司)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。

10番・佐藤秀明委員、11番・渡邊文夫委員の2名をご指名致します。宜しくお願いします。

—議案第1号 那須農業振興地域整備計画の変更について—

議長	<p>(高久 和司)</p> <p>それでは、これより審議に入ります。</p> <p>それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願い致します。</p> <p>議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>(渡邊 達也)</p> <p>それでは2頁をお開き下さい。議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」は、1番、2番の2件でございます。</p> <p>これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、令和6年5月31日付けで那須町長から農業委員会に対し意見聴取があったものでございます。</p> <p>除外が2件の農用地区域の変更申出書が提出されております。</p> <p>よろしくご審議のほどお願い致します。</p>
議長	<p>(高久 和司)</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。</p> <p>「農用地区域の変更申し出(除外)の1番」について、担当委員の大平康市委員、調査の報告をお願い致します。</p>
5	<p>(大平 康市)</p> <p>議案第1号の1番について調査の報告を申し上げます。</p> <p>変更区分:除外 寺子乙</p> <p>用途区分:台帳 畑、現況 畑</p> <p>面積:××㎡</p> <p>申出者:寺子乙○○ Aさん</p> <p>変更理由:一般住宅用地 (土地所有者 Bさん)</p> <p>土地基盤整備事業との関連はございません。</p> <p>総合意見: 申請者は実家にて妻、二人の子供、母親の5人で暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になり住宅を建築したい。また、後継者が、高齢の母の見守りや今後の営農を踏まえての申請でありやむを得ないと思います。</p>
議長	<p>(高久 和司)</p> <p>調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺いします。</p>
2	<p>(和知 伸子)</p> <p>担当委員の報告に同意を致します。補足説明はございません。以上です。</p>
議長	<p>(高久 和司)</p> <p>担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問等ございませんか。</p>
全員	<p>—質問なし—</p>

議長 (高久 和司)  
質問なしの声がございますので、お諮り致します。  
「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の1番について、承認することにご異議はございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)  
異議なしと認め、1番について承認することに決定致します。  
次に2番について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願い致します。

4 (人見 浩)  
議案第1号の2番について、調査の報告を申し上げます。  
変更区分:除外 高久甲 計×筆  
用途区分:台帳 畑・ため池・田、現況 田  
面積:合計××㎡  
申出者:高久丙〇〇 Cさん  
変更理由:植林転用 (土地所有者 Cさん)  
土地基盤整備事業との関連はございません。  
総合意見: 長年転作していましたが、本人が高齢である事と後継者がいない事から、植林して管理したいとのことでやむを得ないと考えます。以上報告致します。

議長 (高久 和司)  
調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺いします。

2 (和知 伸子)  
担当委員の報告に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)  
担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。  
「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の2番について、承認する事にご異議はございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、2番について承認する事に決定致します。

—議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について—

議長 (高久 和司)

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。  
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

4頁をお開き下さい。  
議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から4番の4件でございます。  
これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。  
「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願いします。

1 (磯 由起子)

議案第2号番号1についての報告を申し上げます。

(譲渡人)福島県〇〇 Dさん

(譲受人)豊原甲〇〇 Eさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)遠方に住んでおり耕作管理が困難なため。

(譲受人)近くに住んでおり、数十年前から当該農地を耕作しているため。

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は記載の通りです。

**総合意見:** 申請地はJR東北本線下り豊原駅を過ぎた辺りを挟んで西側と東側に位置し〇〇部落になります。西側は約25年前に那須水害により基盤整備された田の中の一部であり、東側は約50年前、国のパイロット事業により〇〇部落で田にした一部です。

譲渡人と譲受人は親戚関係です。昔譲受人の祖父の弟が分家し屋敷内に家を建て、田を2枚分けて、それで生計をたっていたそうです。その方の息子が今回の譲渡人です。譲渡人は自分が元気な内に〇〇の土地を精査の上、清算したいと福島から弁護士を立てて来られたとの事です。今までも譲受人が管理していた為この金額を提示され合意に至ったということです。現在は譲受人自身も高齢となり作付けは委託している状況ですが、まだ管理はできるという事でありまして、好ましい案件として見て参りました。以上です。

**議長** (高久 和司)

調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (佐藤 秀明)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。

**議長** (高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

**全員** —質問なし—

**議長** (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

**全員** —異議なし—

**議長** (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願い致します。

1 (磯 由起子)

議案第2号番号2について調査の報告を申し上げます。

(譲渡人)豊原乙〇〇 Fさん

(譲受人)豊原乙〇〇 Gさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身で耕作することが困難なため。

(譲受人)自己所有地の隣接地であり利便性が高く、取得して  
経営規模拡大を図るため。

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

**総合意見：**申請地は国道4号線より数km北側で〇〇の部落内に位置します。譲渡人は昨年脳梗塞を患い自身で耕作できなくなりました。長男家族は同居していますが調理人をしておりま  
す。また、譲受人Gさんは和牛繁殖をさせています。申請地が自身の耕作地と隣接している為、  
利便性も高く、規模拡大をしたいとの事ですので、好ましい案件として見て参りました。以上で  
す。

議長

(高久 和司)

調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10

(佐藤 秀明)

担当委員の報告に同意致します。補足説明はございません。

議長

(高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりませ  
ん。何か質問等ございませんか。

全員

—質問なし—

議長

(高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませ  
んか。

全員

—異議なし—

議長

(高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

次に3番について担当委員の室井廣美委員、調査の報告をお願いします。

6

(室井 廣美)

議案第2号番号3についての報告を致します。

(譲渡人)那須塩原市〇〇 Hさん

(譲受人)埼玉県〇〇 Iさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)遺贈により取得したが、自身では耕作しないため。

(譲受人)申請地を譲り受け新規就農したい。なお、隣接する  
宅地・家屋も取得し永住したい。

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

**総合意見：**譲渡人は遺贈により農地を取得しましたが、那須塩原市に住んでおり耕作はしない  
為、農地を売り出していました。

譲受人は申請地を取得し新規就農したいとのこと。また、隣接する宅地家屋も取得して永住した  
いという事なので好ましい申請と見て参りました。幸い両親も那須町の別荘に永住しており、許可  
後は家族で一緒に営農作業に従事するという予定とのこと。以上報告致します。

議長	(高久 和司) 調査委員の平山貴典委員ご意見がありましたらお伺い致します。
9	(平山 貴典) 担当委員の意見に同意します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。 ご質問等ございませんか。
5	(大平 康市) 新規就農という事ですが、この新規就農に対しては農業公社や農業委員会等が介在、介入するという様な事例があるのですか。新規就農をどのように認めているかという事をお尋ねしたい。
事務局	(渡邊 達也) 基本的に新規就農の場合には、本来は農地法第3条の許可申請に対しては今現在の状況の耕作であったり、農業の従事者であったり、そういった諸々を記載する欄が本来ございます。そういったものが新規就農者に関してはできないという事で、別途、新規就農用の事業計画書というものをお渡ししています。それに基づいて新規就農が可能かどうかというところを事務局が判断をして、今回提案をさせて頂いているというような内容になっております。以上です。
5	(大平 康市) そうするとこれは相対でやって営農計画を提出して、私の担当にもありましたが、現状では町の方は農業委員会に提出されたものと、いろいろな申請書類等との協議を経た上での事というだけで、町が新規就農を集計して希望者があってそれを斡旋したということはないのですね。
事務局	(渡邊 達也) はい。今回の件に関しましては斡旋というわけではありません。また、昨年度(令和5年度)の4月から、今まで設けていた下限面積30アールというものが撤廃されているという事で、面積の制限が無くなったものですから、比較的新規就農者も農地は取得しやすくなっている、という内容にはなっていますが、やはり農地としての利用をするという事の確認を、事務局としてはしない限りは受付もしないということになっておりますので、それらを事業計画書で判断させて頂いているということになります。
5	(大平 康市) はい、わかりました。
12	(高久 和司) 私からも宜しいでしょうか。新規就農で営農したいということですが、主に何を作っているのですか。また、新規就農の就農支援、例えば農業公社等で技術指導を受けるのか等を確認したいのですが。
6	(室井 廣美)

事業計画は事務局と私の方にも頂いているのですが、この計画によっては耕作放棄地とはいかないまでも耕作していない土地、あとは一部を水田として貸しています。Jさんという方が借りているのですが。そこは今回限り(今年)で貸借をやめて、水田を主にやりたいということです。また、この事業計画に対しては、調査に行った際にたまたま生産組合長なり水利組合長ががおられたので話をしたところ、やはり水田関係、新規就農に関しては、農協もそうなのですが役場も含めて、ある程度部落とも相談しながら、あるいはその部落、水利組合等に聞きながら部落と共にやっていきたいというような話でありました。以上です。

12 (高久 和司)

支援体制等そういったものは農業公社等によって行われるのですか。

事務局 (渡邊 達也)

公社に関しては農地の斡旋等の推進はしているところですが、技術的な部分というのは教えられる職員がいるわけではないので、基本的には先程も室井委員がおっしゃったように、本人の方も前任者や今耕作されている方、地元の農協等に話を聞いて、できるだけ野菜、ここで言いますと玉ねぎ、きゅうり、なす、ピーマン等を栽培をしていきたいというふうな計画にはなっております。

会長 (高久 和司)

その他ございますか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。

次に4番について担当委員の和知伸子委員、調査の報告をお願いします。

2 (和知 伸子)

議案第2号番号4についての報告を申し上げます。

(譲渡人)沼野井〇〇 Kさん

(譲受人)那須塩原市〇〇 Lさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身で耕作することが困難なため。

(譲受人)所有している農地が隣接しており、利便性が高く、現在、申請地を耕作しているため。

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

**総合意見：**申請地は沼野井新田、りんどうラインから東側に位置しております。譲渡人は自身で耕作することが困難なため、隣接耕作者のLさんに売り渡すという事で、譲受人のLさんは自作地と隣接している農地のため非常に便利であり買い受けて規模拡大を図るということです。好ましい申請であると見て参りました。

**議長** (高久 和司)  
調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (平山 貴典)  
担当委員の意見に同意致します。補足説明は事はありません。以上です。

**議長** (高久 和司)  
担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。  
ご質問等ございませんか。

**全員** —質問なし—

**議長** (高久 和司)  
質問なしの声がありますのでお諮り致します。  
「農地法第3条の規定による許可申請の4番」について、許可する事にご異議ございませんか。

**全員** —異議なし—

**議長** (高久 和司)  
異議なしと認め4番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a超)について—

**議長** (高久 和司)  
議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請(30a超)について」を議題と致します。  
事務局より説明を願います。

**事務局** (渡邊 達也)  
5頁をお開きください。  
議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a超)について」は1番の1件でございます。  
よろしくご審議のほどお願い致します。

**議長** (高久 和司)  
事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。  
「農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a超)の1番」について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願い致します。

4

(人見 浩)

議案第3号番号1について調査の報告を致します。

(申請人)高久丙〇〇 Mさん

土地の所在・地目・面積は記載の通りでございます。

地目:登記 山林 現況 田

農地区分:第2種

転用の事由:申請地は、分譲地に囲まれた農地であり、近年まで賃貸借により耕作を依頼していたが、近隣住民の苦情等により農地が返還され、また、後継者もおらず耕作できない為、植林して管理したい。

転用の概要:植林(コナラ) ××m<sup>2</sup>

資金計画:苗木代 ××円 全額自己資金

総合意見: 移住して牧草管理をしていたが、トラクターの騒音や分譲地の舗装道路へのトラクタータイヤの泥等、長年苦情として蓄積し、やり辛くなりました。別件申請もあり、今回の植林を決断したので、やむを得ないと考えます。以上です。

議長

(高久 和司)

調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10

(佐藤 秀明)

担当委員の意見に同意致します。補足説明は事はございません。以上です。

議長

(高久 和司)

担当委員の調査報告並びに調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員

—質問なし—

議長

(高久 和司)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a超)の1番について許可相当とすることにご異議ございませんか。

全員

—異議なし—

議長

(高久 和司)

異議なしと認め、1番について許可相当とし、栃木県農業会議ネットワーク機構に意見を徴収することに決定致します。

—議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について—

議長	<p>(高久 和司) 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。 事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>(渡邊 達也) 7頁をお開き下さい。 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番、2番の2件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。</p>
議長	<p>(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願い致します。</p>
9	<p>(平山 貴典) 議案第4号番号1について調査の報告を致します。 (貸人)高久甲〇〇 Nさん (借人)高久甲〇〇 Oさん Pさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 農地区分:第2種 転用の事由:借人は現在、子2人と借家住まいをしており、子が成長するにつれ手狭になったこと、また将来、両親の面倒をみることや子供たちの通学等を考慮し、申請地に住宅を建築した使用貸借権の設定) 期間:許可の日から20年間 転用の概要:一般住宅用地 ××㎡ 資金計画:土地造成費 ××円 建築費 ××円 計 ××円 全額借入金 総合意見: 借人は現在妻、子2人の4人家族で借家住まいをしており、子が成長するにつれ手狭になったこと、また将来両親の面倒をみることや子供達の通学等を考慮し、申請地に住宅を建築したいという事です。申請地である畑も長年何も耕作していないことから、やむを得ない申請であると思われれます。以上です。</p>
議長	<p>(高久 和司) 調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。</p>
2	<p>(和知 伸子) 住宅を建築する事による農地への影響も無く、他に候補地となる土地も無い事から、転用はやむを得ないと見て参りました。以上です。</p>
議長	<p>(高久 和司) 担当委員の調査報告並びに調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。</p>
8	<p>(林 武信)</p>

今の説明の転用の事由のなかで、重要と思われる使用貸借権の設定期間が許可の日から20年という事が省かれていたのですが、これは重要な事なのでそこは省略せずに言って頂いた方が良かったのではないかと思います。

議長 (高久 和司)

平山貴典委員はもう一度使用貸借権の設定期間をご説明願います。

9 (平山 貴典)

失礼しました。使用貸借権の設定期間は許可の日から20年間です。以上です。

議長 (高久 和司)

その他ございますか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。

3 (薄井 久志)

議案第4号番号2について調査の報告を致します。

(譲渡人)伊王野〇〇 Qさん

(譲受人)伊王野〇〇 Rさん

土地の所在・地目・面積は記載の通りです。

農地区分:第2種

転用の事由:譲受人は現在、申請地の近くに居住しており、自宅敷地だけでは駐車場と物置が不足する為、申請地を平成23年から借り受けて駐車場兼物置を設置して利用している。(始末書添付)

売買による所有権移転

転用の概要:駐車場及び物置設置 ××m<sup>2</sup>

資金計画:土地取得費 ××円 造成費 ××円 諸経費 ×× 予備費 ××

計 ××円 全額自己資金

総合意見: 譲受人は現在、申請地の近くに居住しており、自宅敷地だけでは駐車場と物置が不足するため、申請地を平成23年から借り受けて駐車場兼物置として利用している。申請地は伊王野地区の〇〇に位置し、周辺には住宅が立ち並んでいる場所です。また、譲受人は譲渡人の甥であることから、この申請はやむを得ないと見て参りました。以上です。

議長	(高久 和司) 調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
9	(平山 貴典) 担当委員の意見に同意します。補足修正はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。
—議案第5号 非農地証明願について—	
議長	(高久 和司) 次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(渡邊 達也) 9頁をお開き下さい。 議案第5号につきましては、「非農地証明願について」1番、2番の2件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「非農地証明願」の1番について、担当委員の室井廣美委員、調査の報告をお願いします。
6	(室井 廣美) 議案第5号番号1について、調査報告を致します。 (願出人)那須塩原市〇〇 Hさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Hさん

利用状況:昭和50年頃には山林化しており、現在に至る。

総合意見: 当該地は昭和50年頃から耕作せず山林化しており、現在に至ります。正しく非農地として確認して参りました。以上報告致します。

議長 (高久 和司)  
調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (佐藤 秀明)  
担当委員の意見に同意します。補足修正はございません。以上です。

議長 (高久 和司)  
担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)  
質問なしの声がございますのでお諮り致します。  
「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)  
異議なしと認め、証明することに決定致します。  
次に「非農地証明願」の2番について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願いします。

4 (人見 浩)  
議案第5号番号2について、調査報告を致します。  
(願出人)高久乙〇〇 Sさん  
土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。  
所有者:Sさん  
利用状況:20年前には山林化しており、現在に至る。

総合意見: 山林化しておりますが、ペンションや別荘及び移住者の多い地区の中に立地している、有効利用、景観や防犯上も含めてやむを得ないと考えます。以上報告致します。

議長 (高久 和司)  
調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2 (和知 伸子)  
担当委員の意見に同意します。補足修正はございません。以上です。

議長 (高久 和司)  
担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、2番について証明することに決定致します。

—議案第6号 農用地利用集積計画の要請について—

議長 (高久 和司)

議案第6号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (阿久津 正樹)

11頁をお開き下さい。

議案第6号「農用地利用集積計画の要請」について、1番の1件についてご説明致します。

1番

設定者:Tさん

被設定者:Uさん

土地の所在:高久甲

地目:畑

面積:××㎡

利用権の種類:使用貸借権

内容:普通畑

設定期間:令和6年7月1日～令和16年6月30日

新規設定

以上ご報告致します。

よろしくご審議の程お願い申し上げて説明を終わります。

議長 (高久 和司)

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長

(高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農用地利用集積計画の要請について」1番を要請することにご異議ございませんか。

全員

—異議なし—

議長

(高久 和司)

異議なしと認め、要請する事に決定致します。

予定していた全議案の審議が終了致しましたが、追加報告及び追加議案がございますので引き続き審議をお願い致します。

### —報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可について—

報告第1号の1番につきましては農地法第5条第1項の規定による許可申請を令和6年5月20日の総会に於いて許可相当とし令和6年5月28日栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見聴収した結果許可相当の答申がありましたので、都市計画法との調整をはかり同年6月5日付で会長専決により許可したものととなります。以上です。

### —追加議案第1号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について—

議長

(高久 和司)

次に、追加議案第1号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局

(渡邊 達也)

「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)により、農業委員会は、毎年度6月末までに総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする。

令和6年6月20日

那須町農業委員会

毎年翌年度の最適化活動の目標というものを2月の総会の際に審議をしている内容となっております。今回はそれらの目標に対する実施状況、成果そういったものの審議となっております。ですから、今回行うものに関しましては、昨年度(令和5年度)の目標に対する成果という事となっております。

#### 1. 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積 ①現状及び課題 ②目標 ③実績

②の目標というものがございまして、2,622haが集積面積の目標値です。集積率は47.8%となっておりましたが、昨年度の実績が2,436haということで、実際の集積率は44.7%となりました。ですから、実際の目標に対する達成状況は93.5%ということになっております。

**(2) 遊休農地の発生防止・解消** ①現状及び課題 ②目標 ③実績 ④その他

目標値に関しましては、遊休農地の解消面積2.4haという目標になりました。それに対する昨年度の実績が3.4haということでありますので、目標に対する達成状況は141.7%というような状況でございます。

**(3) 新規参入の促進** ①現状及び課題 ②目標 ③実績

こちらは新規参入者に対する面積というのが目標になっているのではなく、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積とあります。

本来、事務局にご相談いただくパターンとしては、やはり農地を借りたいという方は結構いらっしゃるのですが、農地を貸したいという案件を掲げて相談に来る方は少なく、そういった方にはできるだけ情報をオープンにしてあげたいというところもありまして、できれば貸したい人から同意を頂いてホームページ等で公表するというのが本来の目標となっているところですが、実際そういった相談に来られる方がいっしょになかったという事で、昨年度に関しては0haということで実績がございませんでした。それで目標に対する達成状況も0%ということになっております。

続きまして、最終頁の**2. 最適化活動の活動目標**になります。

**(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標**

こちらが皆さんに直接影響するものだと思います。毎月、活動日10日という目標を設定して皆さんに最適化活動を行っていただいております。

活動記録簿の提出を頂いておりますので、それらを事務局の方で集計を致しまして、昨年度目標達成、要するに、年間と言えば単純に120日という目標になってくるのですが、その目標に達成した割合というのが農業委員さん推進委員さんを含めて約70%。7割の方が目標を達成しているというような状況でございました。単純に10日、120日を超えているという事ではなくて概ねという事になりますので、だいたい90%から110%の開きも含めて目標値を設定しておりますので、それらを超えた方というのが約7割いらっしゃるという状況でございました。

**(2) 活動強化月間の設定** ①目標 ②実績

8月、9月に農地パトロールの実施。更に11月に農地所有者への意向調査の実施ということで、目標にしておりますが、昨年度に関しましては8月9月の農地パトロールの実施はしたのですが、農地所有者への意向調査は、一昨年に意向調査をしたばかりでしたので、同じ方に同じような内容の調査をしなければいけないということになりますので、できれば新規で発生した遊休農地等の所有者に対して今後は意向調査を実施していきたいと考えておりましたので、昨年度は実施しておりません。

**(3) 新規参入相談会への参加** ①目標 ②実績

出来れば農業委員さん又は、推進委員さん1名以上こういった新規参入の相談会に参加するというのが目標になっておりましたので、1日という事で目標設定したところ、昨年度11月に宇都宮市で行われた新規就農の相談会に和知委員にご参加頂いたということで、目標達成しております。

**【推進委員等の点検・評価結果】**

目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた・目標に対し期待を上回る結果が得られた・目標に対して期待どおりの結果が得られた・目標に対して期待を(やや)下回る結果となった、という4つの項目がありまして、記載にあるような結果となっております。大きく分けると、先ほどご説明した、農地の集積、遊休農地の解消、更には新規就農者の公表や農地の公表、そういった諸々の実績に応じてそれを点数につけて、その点数の合計値でこの4項目に当てはまる場所に人数を入れています。基本的に点数に大きな開きがあるのは、やはり月の活動日数、年間日数に影響を及ぼすというふうになっておりますので、概ね、先ほど申しましたように、7割以上の方は目標に対する期待どおりの結果が得られたということで目標値をクリアしているという事がありますが、逆に11名程度の推進委員さんに関してはそこまでの目標に至らなかったということになっております。これらについては、明確化しなさいとのことで、最終的には公表する事になるのですが、個人名までは公表しません。あくまでも11名の方が目標値を下回っておりますという内容のものになりますし、これらに関しては来年度の最適化交付金の金額にも影響してくるということになっておりますので、できる限り目標値以上の活動の実施というものを行って頂ければと思います。こちらはまた来年度以降の目標値も設定しておりますので、できる限り宜しくお願いしたいと思います。本日承認を頂いたあと月末にはHPの方に公表したいと思いますので、どうぞ宜しくお願いします。以上です。

議長

(高久 和司)

事務局からの説明がおわりましたので、皆様からのご意見、ご質問等をいただきたいと思ます。何かございますか。

全員

—質問なし—

議長

(高久 和司)

特段ないようですのでお諮り致します。

追加議案第1号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については原案の通り決定する事についてご異議ございませんか。

全員

—異議なし—

議長

(高久 和司)

異議なしと認め、追加議案第1号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については原案の通り決定することに致します。

これをもちまして全議案が終了致しましたので、令和6年度第3回農業委員会総会を閉会と致します。